# 2020年4月臨時議会 文教くらし委員会

2020・4・28 今井光子議員の質問

\*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません 日本共産党奈良県会議員団

## 付託議案の説明

【文化・教育・くらし創造部所管分】

吉田文化・教育・くらし創造部長報告 文化・教育・くらし創造部所管の令和2年4月補正予算についてご説明します。

「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」の3ページをお開き願います。1、感染拡大の防止の、幼稚園感染拡大防止補助事業では、私立幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助を行うものです。記載金額のうち、私立幼稚園分は1850万円です。

次に6ページです。4、生活に困っている世帯・個人への支援と中小企業の資金繰り対策の、高校生等奨学給付金支給事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により低所得となった、私立高校生等がいる世帯の経済的負担を軽減するため、教科書費、教材費等を給付金として支給するものです。記載金額のうち、私立高等学校分については145万3000円です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### 【こども・女性局所管分】

金剛こども・女性局長報告 こども・女性局に関する事項について、同じ資料「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」によりご説明します。

3ページをお願いします。1、感染拡大の防止の、認可外保育施設感染拡大防止補助事業については、認可外保育施設が感染予防のためにマスクや消毒液等を購入する経費を補助するものです。

次の、児童養護施設等感染拡大防止補助事業については、マスクや消毒液等の購入及び施設において感染が疑われる子どもを分離して養育するための個室化改修に対し補助するものです。

以上がこども・女性局に関する事項です。ご審議方よろしくお願いいたします。

#### 【教育委員会所管分】

吉田教育長報告教育委員会に関する事項についてご説明します。

まず、令和2年度奈良県一般会計補正予算(第1号)についてご説明します。

お手元の資料、「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」の3ページをご覧ください。1、感染拡大の防止の、幼稚園感染拡大防止補助事業です。これは、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の支援のため、国の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業の制度拡充を受け実施するものです。新たに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする子ども用マスク、消毒液、空気清浄機などの保健衛生用品の購入を対象とし、1施設当たり50万円を上限として、市町村に全額補助を行うものです。資料に記載の4845万7000円のうち、教育委員会所管分は2995万7000円です。

次に、4ページをお願いします。児童生徒のストレスチェック実施事業です。これは、臨時休業措置により、在宅教育など平常とは違う環境で過ごす児童生徒が抱えるストレスに適切に対処するため、国の補助を受け、公立学校に通う全ての児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスチェックを実施し、心のケアを行うものです。

次に、特別支援学校給食休止対応事業です。新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い、休業期間中の学校給食費については保護者の負担とならないよう返還等を行っています。当事業は、急な給食休止に伴い、給食関連事業者に対して、既に発注されていた食材についての違約金、キャンセル料等を負担するものです。

次に、6ページをお願いします。4、生活に困っている世帯・個人への支援と中小企業の資金繰り対策の、 高校生等奨学給付金支給事業です。従来より、生活保護受給世帯または非課税世帯に対し、経済的負担を軽減するため、高校生等の教科書費や教材費などの授業料以外の教育費を支給しているところですが、今般、 国において奨学給付金の取扱いが改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し低所得となった世帯に対しても奨学給付金を支給するものです。資料に記載の503万3000円のうち、教育委員会所管分は358万円です。

以上が4月臨時県議会における教育委員会所管の補正予算案です。

続いて、報第1号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明します。 「令和2年度一般会計補正予算案その他」の16ページをお願いします。これは、高等学校廃止処分取消等 請求事件について、第1審の判決を不服とし、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分 により、大阪高等裁判所に控訴したものです。訴訟の相手方、訴訟の要旨、専決月日は記載のとおりです。 以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしくお願いします。

### 質疑

## <u>奈良県高校生等奨学給付金</u> 本当に困っている世帯にしっかり行き渡るよう、申請方法など十分 に周知を

今井光子議員 奈良県高校生等奨学給付金は、低所得になった方が対象ですが、学校によって教科書や教材費が違うと思うのですけれども、所得はどれぐらいの基準を想定して、どのような世帯を給付金の対象に考えているのか、制度の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

春木学校支援課長答弁 高等学校の生徒に対する奨学給付金ですが、もともと既存の制度があり、対象となっているのが生活保護受給世帯または県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯です。今回、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急減し、非課税世帯に相当する場合が給付対象となるものと考えています。

今井光子議員 高等学校の奨学給付金の支給についてですけれども、生徒からは、本当に今大変だという声が出てきており、奈良県でも9割のところが新型コロナウイルス感染症によって様々な影響が出ているといわれていますので、本当に困っている世帯にしっかり行き渡るよう、申請方法などを十分に周知していただくようお願いしておきたいと思います。

#### 学校再開時の感染防止対策 マスクおよび保健室への対応を万全に

今井光子議員 先ほども意見が出ていましたが、マスクについてです。小、中、高等学校については、マスクに係る予算はないのですけれども、実際にはマスクは不足しており、国からのマスクも回収という話もありますが、来るのを当てにしているといつになるのかという感じもあります。

それから、学校再開時には、熱のある感染のリスクを持った子どもが保健室に来た場合にどのように対応

するのかを想定しておき、万全の対策を取ってから子どもたちを受入れるようにしないと、そこがクラスターになってしまう危険もありますが、どのように考えるのか、お尋ねしたいと思います。

稲葉保健体育課長答弁 マスク及び保健室への対応についてですけれども、マスクに関しては、需要の増加から、まだ十分な量が確保できていないのは事実ですが、手作りマスクの推奨等を行っており、学校でも、先生方がいろいろな対応をしています。6月補正予算で何とか計上していきたいと考えています。また、アルコール消毒液の不足への対応として、手指の衛生確保には石けんを用いた流水での手洗いも有効であることが再確認されていますので、その方法や効果についても繰り返し周知をしています。なお、濃度O. 05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方等を各学校に周知して、消毒液の代用として、児童生徒等が手を触れるドアノブ、スイッチ、手すりなどの場所の消毒への活用を推奨しています。

今後も引き続き関係省庁からの情報を活用して、学校における保健衛生用品の供給や確保に取り組むこととともに、学校の再開に向けた衛生的な学習環境の確保に取り組んでいきます。

今井光子議員 学校の安全対策ですけれども、6月補正予算でとのことですが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか皆さん大変不安に思っておられます。スペイン風邪も2年かかっているのです。何度も拡大と収束を繰り返していますので、学校という大勢の人が集まる場所では、事前に十分な安全対策をし、安心だから来てくださいという受入れ方にしないと困りますので、よく現状をつかんでいただき、必要な対策を講じていただくようお願いしておきたいと思います。

### 高等学校廃止処分取消等請求事件 なぜ、子どもたちへの慰謝料に対して県が控訴したのか、理由をた ずねる

今井光子議員 高等学校廃止処分取消等請求事件についてですけれども、今回の裁判の結果を見ると、 高等学校廃止の取消しの問題と、子どもたちの精神的苦痛に対する損害賠償の2点があります。

1つ目は、県が勝利したという結果であったと思うのですけれども、2つ目は、裁判長は精神的な損害を認めて、原告1人に11万円、4人に44万円の賠償命令の判決を出したということです。今お配りしましたが、これに対して関係者から文教くらし委員長宛に要望書が提出されましたので参考にしていただければと思いますけれども、なぜ、子どもたちへの慰謝料に対して県が控訴したのか、理由をお尋ねしたいと思います。

香河教育次長答弁 高等学校廃止処分取消等請求事件についてです。

判決の内容については、今井委員長お述べのとおり、県の一部敗訴ではあるものの、平城高等学校を廃止の対象としたことについては違法性はないと認定されたところです。しかしながら、判決を精査して、庁内関係課及び訴訟代理人と協議する中で、損害賠償請求に係る県の一部敗訴を受入れた場合、今後の行政運営に与える影響が大きいと判断したことから、控訴するとの結論に至ったものです。

今井光子議員 高等学校の裁判の関係ですけれども、島岡裁判長は、吉田教育長が情報提供を怠り、学校選択の際の十分な検討を妨げたと判断し、生徒に精神的な苦痛が生じているということを認めています。私も裁判の傍聴をしてきました。意見陳述も聞かせていただきましたが、体験入学で平城高等学校に行こうと決められて、この学校に行きたいと思ってものすごく頑張って勉強して合格されたと。そして、平城高等学校は、94.9%が進学、部活には9割以上が参加、生徒主体の学校行事など、このようなことに魅力を感じて入学して、そして入学すると、聞いていた以上によい学校だったと。夢や希望を抱いて入学した矢先、僅か2か月後の6月に、学校が生徒の募集を停止するということを知って、大変なショックを受けたという発言をされていました。

「最後に言いたいことは何ですか」と裁判長が聞かれたときに、子どもは学校でしたので、親御さんが代わりに、子どもがこれだけは言ってほしいということで語られたことですが、「夢や希望を支援する立場の教育行政が夢を奪うのか。それは納得できない。見直しをしてほしい」ということを最後に言われました。

もう一人の方が言われていたのは、「中学のころから部活でずっとやっていたスポーツを高等学校でも続けていきたい」と。高等学校で練習したことも何回もあったということで、夢や憧れを持って入ったわけですけれども、6月に学校がなくなるということを知って、なぜ廃止するのか、将来学校の先生になろうと思っているのに、教育実習に行く母校がなくなってしまうのではないかと。そして、奈良県の教育には絶望しかないとコメントされています。

私は県の教育の一端を担う立場なので、傍聴しながら涙が出てきました。裁判で精神的苦痛に対する慰謝料が認められたことに対して、私は真摯に受け止めて、認めるべきではないかと思います。ましてや税金を使って控訴することは、するべきではないと思っており、私は控訴を断念して取り下げるべきだと思うわけですけれども、先ほど、県の行政運営上、問題があるからという答弁でしたが、運営上どのような問題があるのか、ぜひ吉田教育長にご意見を伺いたいと思います。

吉田教育長答弁 今井委員長がおっしゃったことは、平城高等学校がなくなることに対する子どもの感情だと思うのです。確かにそういった感情に関しては、私も理解できますし、受け止める必要があると思っておりました。しかし、一方で、生徒数の激減が待っているという中で、再編成、適正化をどのようにするかを考えたわけです。

この裁判では、1年生が入ってこないことを、教育委員会で決定しなくても、例えば12月にでも情報提供できたのではないかと述べられていますが、12月に子どもたちに提供するなんてことは、正直言って私どもには考えられない。子どもの進路指導は、7月の3者懇談からスタートして、中学校3年生、担任の先生、保護者で協議しながら、12月になると固まっている。固まった中でそういった情報を公開することは不適切ではないかということで、6月の発表になったわけです。また、教育委員会で決めていなくてもいいのではないかということは、教育委員会制度の在り方にも関わることでもあり、総合的に判断させていただいたということです。

今井光子議員 報告ですので、これについて賛否ということではありませんけれども、私としては、生徒が減っていく中で、いろいろ検討してこのような方向性が示されてきたわけですが、皆さんがそうしないと仕方がないと思えるやり方で進めるべきではなかったかと思っています。

保護者、生徒が、県が学校をなくすということに対して、判決に納得できないということで控訴しており、 それは納得できますが、県が子どもたちの精神的苦痛の問題で控訴したことについては、控訴するべきでは ないと、意見を申し上げたということです。

吉田教育長答弁 補足をいたしますと、高等学校の適正化については、もっと早く打ち出して、 県民的な議論を踏まえた上で決定すべきであったと反省しており、当然、次回に生かされるものだ と思っています。

もっと前に公表して、いろいろな声を聞いて、議会に諮ることが必要ではないかと思っています ので、その思いは受け止めていただきたいと思います。

(了)